

第91回定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2022年11月24日（木曜日）
午前10時30分（受付開始午前10時）

開催
場所

神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか（横須賀市立勤労福祉会館）6階ホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名
選任の件

議決権行使期限

2022年11月23日（水曜日）午後6時まで

株式会社さいか屋

証券コード：8254

証券コード 8254
2022年11月9日

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地
株式会社さいか屋
代表取締役社長 山野井 輝夫

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月23日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月24日（木曜日）午前10時30分 ※受付開始午前10時
(開催日が前回定時株主総会日(2022年5月24日)に相当する日と離れておりますのは、第91期より当社の事業年度末日を2月末日から8月末日に変更したためであります。)
2. 場 所 神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか（横須賀市立勤労福祉会館）6階ホール
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第91期（2022年3月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第91期（2022年3月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大への対応として、受付での検温やアルコール消毒及び会場内でのマスク着用にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

事業報告

(2022年3月1日から
2022年8月31日まで)

当社は、2022年5月24日の第90回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から8月末日に変更いたしました。

これにより、当第91期事業年度が2022年3月1日から2022年8月31日までの6ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①当連結会計年度の経営成績の概況/事業の経過及び成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当社の営業面では、2022年3月21日の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除による外出機会の増加等により、衣料品・服飾雑貨需要が回復しました。さらに、横須賀店では、前第2四半期連結累計期間と比べ、営業日数を10日増やし、お客様の利便性向上および売上高の増加に努めました。その結果、当連結会計年度(2022年3月～8月)の累計売上高が前年同期間(2021年3月～8月)の実績を上回りました。あわせて、2022年3月9日に藤沢店において金地金買取専門店「買取サロン」がオープン、横須賀店・川崎店においても金地金買取を強化し、手数料収入も増加しました。

一方、費用面におきましてはローコストオペレーションを推進し、各種経費の削減に加え、借入金支払利息・商品券支払保証料・役員人件費・支払賃料の削減を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は2,416百万円(前連結会計年度は13,814百万円)、営業損失は42百万円(前連結会計年度は営業損失348百万円)、経常損失は52百万円(前連結会計年度は経常損失464百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は55百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失509百万円)となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	1,184 百万円	57.2 %	— %
横 須 賀 店	603	29.2	—
川 崎 店	281	13.6	—
計	2,070	100.0	—

- 注記 1. 「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度から適用しており、収益の会計処理が異なることから、前年対比の記載を省略しております。
2. 上記のほかに、テナント等の諸収入342百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は2,413百万円であります。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は31百万円で、その主なものは建物の維持管理及び百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)	第 90 期 (2021年度)	第 91 期 (当連結会計年度) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	18,431	15,002	13,814	2,416
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△113	△732	△464	△52
親会社株主に帰属する当期純利益 (△ 純 損 失) (百万円)	△121	△846	△509	△55
1株当たり当期純利益 (△ 純 損 失) (円)	△39.00	△271.35	△109.64	△11.26
総 資 産 (百万円)	11,457	11,213	12,245	12,178
純 資 産 (百万円)	1,354	514	433	608
1株当たり純資産額 (円)	196.50	△72.74	△62.08	△26.87

- 注記 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
3. 第91期(当連結会計年度)につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年3月1日から2022年8月31日までの6ヵ月間となっております。
4. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)	第 90 期 (2021年度)	第 91 期 (当期) (2022年度)
売 上 高 (百万円)	17,850	14,540	13,314	2,070
テナント及び 手数料収入 (百万円)	572	448	486	342
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△101	△829	△511	△58
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△32.47	△265.85	△109.96	△11.78
総 資 産 (百万円)	11,017	10,844	11,934	11,890
純 資 産 (百万円)	1,221	398	316	488

- 注記1. 1株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 第91期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年3月1日から2022年8月31日までの6ヵ月間となっております。
3. 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率(%)			当社との関係
		直接保有分	合算対象分	計	
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	2,131	37.22	13.14	50.36	役員 の 兼 務 等

注記 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の37.22%を保有しております。また、同社と同一の内容の議決権を行使すると認められるものが当社議決権の13.14%を保有しており、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の50.36%を保有する親会社であります。当社と株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスは、2021年4月16日に資本業務提携契約を締結し、相互の企業価値の向上を図っております。当社は資本業務提携契約に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスとの緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、同社との関係で事業活動上の制約はなく、当社の独立性は十分に確保されております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・当社は、親会社との間で資金の借入契約を締結しておりますが、当該取引の借入利率は、市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。
- ・当社は、親会社の銀行借入について債務保証を行っておりますが、当該借入金は全額当社に融資されております。
- ・当社は、親会社から、当社が発行した商品券の保全措置に係る責務の保証を受けておりますが、これに伴う保証料は発生しておりません。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

- ・当社は、親会社との取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について取締役会で審議していることから、当社取締役会は、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

- ・該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による経済社会活動の正常化が進む中、景気が持ち直していくことが期待されます。しかしながら、感染力の強い変異株等の急拡大や、ウクライナ情勢等による原材料・エネルギーコストの高騰、物価上昇による影響等が懸念され、予断を許さない状況です。

このような状況の中、当社は8期連続で赤字を計上しており、依然早急な黒字化が喫緊の課題と認識しており、売上収益拡大・経費削減に努め、早期黒字化を図ってまいります。

当社は2022年10月20日に創業150年を迎えるにあたり「創業150年記念企画」を2022年1月より実施しており、これまでのご愛顧に感謝を込めた企画実施による既存顧客のロイヤリティ向上、売上高増大に努めております。外商部門におきましては、高利益率商材の販売強化や新規顧客へのアプローチ強化に注力してまいります。加えて、取引条件の見直し、不採算店舗の入れ替えを推し進め、売上収益の拡大を目指してまいります。

経費削減については、引き続き効果的な経費運用を推進し、業務運用の効率化に伴う間接業務削減、店舗管理費用削減等コスト見直しを実行していくとともに、要員の適正配置推進による人件費の効率的運用等に取り組んでまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事項等

当連結会計年度の決算日において、引き続き営業利益以下赤字の状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しております。

しかしながら、2022年8月期上期は、前年の営業赤字320百万円から、263百万円改善、57百万円まで縮小いたしました。改善要因としては、売上高が対前年に比べ7%強（従来の会計基準ベース）の伸びを維持していること、さらにはコストの低減が着実に進んでいることなどがあげられます。資金面においても、昨年5月に実施した増資および同6月に実施した既存金融機関からAFC-HD社への借入金借換により調達した資金にて十分な流動性を確保しております。現在の売上の状況、改善傾向にある利益構造などから、今後1年間の資金繰り見通しについても安定して推移することが見込まれ、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上より前連結会計年度と同様、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

事業内容	主要業務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(7) 主要な営業所（2022年8月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横須賀店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤沢店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町田ジョルナ店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(8) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
150 名	6 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者（2名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー266名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
141 名	6 名	48.4 歳	19.5 年

注記 1.使用人数には出向者（2名）は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー 258名がおります。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	8,000 百万円
株式会社エーエフシー	625 百万円

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年8月31日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	12,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式	4,970,314株
A種優先株式	1,483,036株

③ 株主数

普通株式	2,963名
A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ. 普通株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	1,837千株	37.08 %
浅 山 忠 彦	648	13.09
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	463	9.35
さ い か 屋 取 引 先 持 株 会 社	314	6.34
株 式 会 社 横 浜 銀 行	133	2.70
山 田 祥 美	79	1.60
寺 岡 聖 剛	79	1.59
山 田 昭 正	38	0.77
株 式 会 社 デ ザ イン ア ー ト セ ン タ ー	37	0.76
楽 天 証 券 株 式 会 社	31	0.64

注記 持株比率は自己株式（15,969株）を控除して計算しております。

ロ. A種優先株式

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	1,483千株	100.00 %

注記 当社が2010年3月31日に引受先を株式会社横浜銀行として発行した第三者割当によるA種優先株式について、2022年3月25日に、当該株式の全部を当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスが譲り受けました。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

(2022年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅山忠彦	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス永世名誉会長 株式会社エーエフシー代表取締役会長
代表取締役社長	山野井輝夫	
取締役専務執行役員	脇田篤朗	営業本部長
取締役執行役員	田中雄大	営業副本部長兼藤沢店長
取締役執行役員	中野宏治	管理本部長
取締役	浅山雄彦	株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長
常勤取締役監査等委員	稲毛悟	
取締役監査等委員	森勇	コモンズ総合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社社外監査役
取締役監査等委員	須賀一也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクスティ代表社員 オリエンタル機鋼株式会社社外取締役

- 注記 1. 取締役森勇及び須賀一也の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高めるため、稲毛悟氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役監査等委員須賀一也氏は公認会計士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役森勇及び須賀一也の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
村田 功治	2022年5月24日	任期満了	取締役執行役員 財務本部長
原 光宏	2022年5月24日	任期満了	社外監査役

注記 社外取締役 須賀一也、監査役 稲毛悟、社外監査役 森勇の3氏は監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年5月24日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任し、稲毛悟、森勇、須賀一也の3氏は同日付で監査等委員である取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (1)	7.1百万円 (0.4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	1.9 (0.8)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	1.8 (0.6)

- 注記
1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。
 2. 上記には2022年5月24日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
 3. 取締役(監査等委員を除く)報酬及び監査等委員報酬の限度額は、2022年5月24日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)15,000千円(月額)、監査等委員1,500千円(月額)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名(うち監査等委員である社外取締役2名)です。

⑤ 取締役並びに執行役員の個人報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定の方法

- ・当社は、2021年2月18日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

ロ. 決定方針の内容の概要

- ・役員の個人別月額報酬は、世間水準及び会社業績(利益水準、自己資本比率、株式時価総額など)や、従業員給与とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

(1)取締役の個人別月額報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定するものとし、取締役その他の第三者に委任することができない。

(2)執行役員(取締役を除く)の個人別月額報酬は、取締役会で決定する。

(3)取締役及び執行役員の個人別月額報酬は、毎年見直すものとし、毎年11月に開催する定時株主総会と同日に開催する定時取締役会で決定する。

ハ. 取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役が判断した理由

- ・取締役及び執行役員の個人別の報酬内容の決定にあたっては、取締役会で決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員)森勇氏は、コモンズ綜合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。

また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はございません。

- ・取締役(監査等委員)須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所代表、監査法人ネクスティの代表社員、オリエンタル機鋼株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
森 勇	当事業年度において開催された取締役会7回のうち7回、監査役会には2回のうち2回、監査等委員会4回のうち4回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会・監査等委員会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。
須賀 一也	当事業年度において開催された取締役会7回のうち7回、また監査等委員会4回のうち4回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会・監査等委員会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

- ・ 監査法人アヴァンティア

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	18 百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査等委員は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。
- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役を選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上を図っております。
- ② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。
- ③ 管理本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定をおこなっております。
- ④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。
- ⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査等委員等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
 - ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
 - ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
 - ③ 取締役会及び経営会議において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。
 - ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定をおこなっております。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。
 - イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。

- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
 - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令遵守の徹底をおこなっております。
 - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
- 6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
- 7. 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を配置しません。

8. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査等委員の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査等委員が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査等委員の職務を補助しうる人材を配置します。
10. 当社の監査等委員への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。
 - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査等委員へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員の請求に基づき、会社法第399条の2第4項の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

1 3. その他当社の監査等委員の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査等委員会または監査等委員は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
- ② 監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月1回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を隔月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を隔月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定をおこなっており、取締役会に定期的に報告をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役員に配付し、法令遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員の監査体制につきましては、月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席し、監査等委員会等を通じて他の監査等委員との情報共有をおこなっております。

監査等委員は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	12,178,616	負 債 合 計	11,570,203
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,653,380	流 動 負 債	2,382,036
現金及び預金	1,556,825	支払手形及び買掛金	1,066,560
売掛金	412,673	未払法人税等	12,173
商品	459,873	賞与引当金	13,412
貯蔵品	44,383	契約負債	952,203
その他	179,623	その他	337,685
固 定 資 産	9,525,235	固 定 負 債	9,188,167
有 形 固 定 資 産	7,409,630	長期借入金	8,655,000
建物及び構築物	2,805,789	退職給付に係る負債	298,569
土地	4,563,475	資産除去債務	165,430
リース資産	10,693	その他	69,167
その他	29,672		
無 形 固 定 資 産	14,675	純 資 産 合 計	608,412
ソフトウェア	14,675	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	2,100,930	株 主 資 本	620,064
投資有価証券	270,486	資本金	2,195,768
長期貸付金	3,000	資本剰余金	1,887,556
敷金及び差入保証金	1,452,404	利益剰余金	△3,420,008
破産更生債権等	12,512	自己株式	△43,251
長期前払費用	312,812	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△11,651
その他	62,175	その他有価証券評価差額金	△11,651
貸倒引当金	△12,460		
資 産 合 計	12,178,616	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,178,616

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (自 2022年3月1日)
 (至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,416,540
売上原価	897,820
売上総利益	1,518,719
販売費及び一般管理費	1,560,952
営業損失	42,232
営業外収益	3,461
受取利息	40
受取配当金	1,426
その他	1,994
営業外費用	13,682
支払利息	13,449
その他	232
経常損失	52,453
特別損失	208
固定資産除却損	208
税金等調整前当期純損失	52,662
法人税、住民税及び事業税	3,124
当期純損失	55,786
親会社株主に帰属する当期純損失	55,786

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,195,768	1,887,556	△3,555,590	△43,241	484,492
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			191,368		191,368
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,195,768	1,887,556	△3,364,222	△43,241	675,860
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△55,786		△55,786
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			△55,786	△10	△55,796
当 期 末 残 高	2,195,768	1,887,556	△3,420,008	△43,251	620,064

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△50,552	△50,552	433,939
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			191,368
会計方針の変更を反映した当期首残高	△50,552	△50,552	625,307
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△55,786
自 己 株 式 の 取 得			△10
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	38,901	38,901	38,901
当 期 変 動 額 合 計	38,901	38,901	△16,895
当 期 末 残 高	△11,651	△11,651	608,412

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社さいか屋
取締役会御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 橋 本 剛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の2022年3月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産合計	11,890,003	負債合計	11,401,645
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,406,655	流動負債	2,269,155
現金及び預金	1,422,634	買掛金	1,042,775
売掛金	412,673	未払掛金	738
商貯蔵	344,328	未払法人税等	11,700
前払費用	43,842	未払費用	135,827
未収金	18,241	預り金	137,122
その他	130,199	賞与引当金	12,851
	34,735	契約負債	872,556
		その他	55,582
固定資産	9,483,347	固定負債	9,132,490
有形固定資産	7,409,096	長期借入金	8,625,000
建物	1,623,661	リース負債	7,947
構築物	1,182,127	退職給付引当金	272,891
器具及び備品	29,137	資産除去負債	165,430
土地	4,563,475	預り金	32,044
リース資産	10,693	預り保証金	29,175
無形固定資産	14,675		
ソフトウェア	14,675	純資産合計	488,358
投資その他の資産	2,059,576	(純資産の部)	
投資有価証券	263,908	株主資本	500,010
関係会社株	26,077	資本金	2,195,768
長期貸付金	3,000	資本剰余金	1,860,578
破産更生債権	12,512	資本準備金	1,219,946
敷差入金保証金	159,700	その他資本剰余金	640,632
長期前払費用	1,231,849	利益剰余金	△3,513,084
その他の引当金	312,812	その他利益剰余金	△3,513,084
	62,175	固定資産圧縮積立金	188,049
	△12,460	繰越利益剰余金	△3,701,134
		自己株式	△43,251
		評価・換算差額等	△11,651
		その他有価証券評価差額金	△11,651
資産合計	11,890,003	負債・純資産合計	11,890,003

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
 (自 2022年3月1日)
 (至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,070,540
テナント及び手数料収入	342,558
売 上 原 価	824,030
テナント収入原価	84,913
売 上 総 利 益	1,504,155
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,551,135
営 業 損 失	46,979
営 業 外 収 益	3,175
受取利息及び配当金	1,356
雑 収 入	1,818
営 業 外 費 用	13,522
支 払 利 息	13,291
雑 損 失	230
経 常 損 失	57,327
特 別 損 失	208
固 定 資 産 除 却 損	208
税 引 前 当 期 純 損 失	57,535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	833
当 期 純 損 失	58,369

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	196,141	△3,842,224
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						191,368
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	196,141	△3,650,856
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△8,091	8,091
当 期 純 損 失						△58,369
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計					△8,091	△50,277
当 期 末 残 高	2,195,768	1,219,946	640,632	1,860,578	188,049	△3,701,134

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	△3,646,083	△43,241	367,022	△50,552	316,469
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	191,368		191,368		191,368
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,454,715	△43,241	558,390	△50,552	507,837
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 損 失	△58,369		△58,369		△58,369
自 己 株 式 の 取 得		△10	△10		△10
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				38,901	38,901
当 期 変 動 額 合 計	△58,369	△10	△58,379	38,901	△19,478
当 期 末 残 高	△3,513,084	△43,251	500,010	△11,651	488,358

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社さいか屋
取締役会御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 橋 本 剛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の2022年3月1日から2022年8月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2022年8月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月24日

株式会社さいか屋 監査等委員会

常勤監査等委員 稲 毛 悟 ㊟

監査等委員 森 勇 ㊟

監査等委員 須 賀 一 也 ㊟

(注) 監査等委員森勇及び須賀一也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	あさ やま ただ ひこ 浅山忠彦 (1942年4月29日生) 再任	1969年6月 あさやま商事創業 1980年12月 味王食品株式会社(現株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)設立 代表取締役就任 1993年8月 株式会社エーエフシー設立 取締役就任 2002年8月 同代表取締役会長就任(現任) 2003年9月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長就任 2016年11月 同永世名誉会長就任(現任) 2022年5月 当社代表取締役会長(現任)	648,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。当社に対するAFCグループの支援体制を一層強固にすることにより、経営体制の強化を図り、持続的成長と企業価値の向上を目指すことができる人材として判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	やまのいてるお 山 野 井 輝 夫 (1954年8月27日生) 再任	1979年4月 森谷健康食品株式会社入社 2011年9月 株式会社エーエフシー入社 2011年9月 同取締役百貨店事業担当 2011年10月 同専務取締役百貨店事業担当 2016年6月 当社関連事業部長 2017年4月 同営業開発部長 2017年5月 同執行役員営業開発部長 2017年8月 同執行役員営業企画部長 2018年7月 株式会社エーエフシー取締役新規開発事業担当 2022年1月 当社取締役社長兼社長執行役員 2022年5月 同代表取締役社長(現任)	3,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスのグループ会社である株式会社エーエフシーにおいて、長年、同社の百貨店事業担当取締役を担い、新規開発事業の担当取締役も務めておりました。こうした経歴を通じて得た幅広い見識は、当社の百貨店事業の新たな成長戦略の推進に寄与するとともに、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	<p style="text-align: center;">わき た あつ ろう 脇 田 篤 朗 (1960年7月9日生) 再任</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2010年3月 同川崎店長</p> <p>2012年4月 同藤沢店長</p> <p>2014年3月 同横須賀店長</p> <p>2016年5月 同執行役員横須賀店長</p> <p>2017年12月 同執行役員藤沢店長</p> <p>2018年6月 同業務本部付執行役員</p> <p>2019年3月 同執行役員MD統括部食品部長</p> <p>2021年5月 同取締役執行役員横須賀店長</p> <p>2022年4月 同取締役執行役員営業本部長兼横須賀店長</p> <p>2022年5月 同取締役専務執行役員営業本部長(現任)</p>	2,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、川崎店、横須賀店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした経歴を通じて得た営業部門での豊富な経験は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
4	<p>た なか たけ ひろ 田 中 雄 大 (1965年9月15日生) 再任</p>	<p>1989年4月 当社入社 2013年6月 同町田ジョルナ店長 2014年3月 同藤沢店長 2016年5月 同執行役員藤沢店長 2017年4月 同執行役員川崎店長 2018年6月 同執行役員藤沢店長 2021年5月 同取締役執行役員藤沢店長 2022年5月 同取締役執行役員営業副本部長兼藤沢店長(現任)</p>	1,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、町田店、川崎店、藤沢店の店長を歴任しております。こうした店長職を通じて得た現場ならではの豊富な経験は、当社の営業力強化の推進に必要不可欠であり、これを発揮することにより、当社の企業価値向上と持続的成長を力強く推進できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
5	<p>なか の こう じ 中 野 宏 治 (1968年6月18日生) 再任</p>	<p>1991年4月 当社入社 2014年4月 同経営企画部部長代理 2017年5月 同MD企画計画部長 2019年8月 同営業計画部長 2020年5月 同執行役員営業本部副本部長兼営業計画部長 2021年2月 同執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2021年5月 同取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2022年5月 同取締役執行役員管理本部長(現任)</p>	2,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において、経営企画部、MD企画計画部、営業計画部の要職を歴任しております。こうした経歴を通じて得た、当社の営業部門・後方部門の両面に精通する幅広い見識は、当社の企業価値向上と持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
6	<p style="text-align: center;">あさ やま たけ ひこ 浅山雄彦 (1968年12月7日生) 再任</p>	<p>1999年8月 株式会社ディーパプレゼンテーション入社</p> <p>2001年4月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス入社</p> <p>2001年7月 同取締役営業企画部長</p> <p>2002年3月 同専務取締役営業本部長</p> <p>2003年9月 同代表取締役社長</p> <p>2005年11月 株式会社けんこうTV代表取締役社長</p> <p>2006年11月 株式会社日本予防医学研究所代表取締役社長</p> <p>2009年6月 株式会社エーエフシー代表取締役社長</p> <p>2016年3月 本草製薬株式会社代表取締役社長</p> <p>2019年5月 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長(現任)</p> <p>2021年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年11月 株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス代表取締役会長(現任)</p>	— 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス及びグループ会社の代表取締役を歴任し、強いリーダーシップに基づき経営を統括し、取締役としての責務を果たしています。これらの経験と知見は当社の企業価値向上と持続的成長に資するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

- 注記 1. 浅山忠彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの創業者であります。
2. 浅山雄彦氏は親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの代表取締役会長であります。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役森勇氏及び須賀一也氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	きむら えみ 木村 絵美 (1981年8月26日生) 新任	2010年8月 弁護士登録(現任) 2010年8月 追手町法律事務所入所(現任) 2016年8月 株式会社レント社外取締役 2022年8月 同社外取締役監査等委員(現任)	— 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士としての専門知識と経験を有しており、直接会社経営に関与された経験はございませんが、専門的見地から法令遵守やコーポレートガバナンスに対する指導を含め監督機能を果たしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		
2	しま だ れい こ 嶋田 麗子 (1977年11月19日生) 新任	2015年12月 弁護士登録(現任) 2017年3月 追手町法律事務所入所(現任)	— 株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士として、企業法務等に関する知見を生かした専門的見地から、直接会社経営に関与した経験はございませんが、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会及び監査等委員会に反映していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		

- 注記
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 木村絵美、嶋田麗子の両氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 当社は木村絵美、嶋田麗子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、当社と木村絵美、嶋田麗子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
 5. 木村絵美氏及び嶋田麗子氏の任期は、第91回定時株主総会終結の時をもって、森勇氏及び須賀一也氏は監査等委員である取締役を辞任いたしますので、前任者の在任期間とします。

(ご参考)

「当社の社外取締役選任方針」

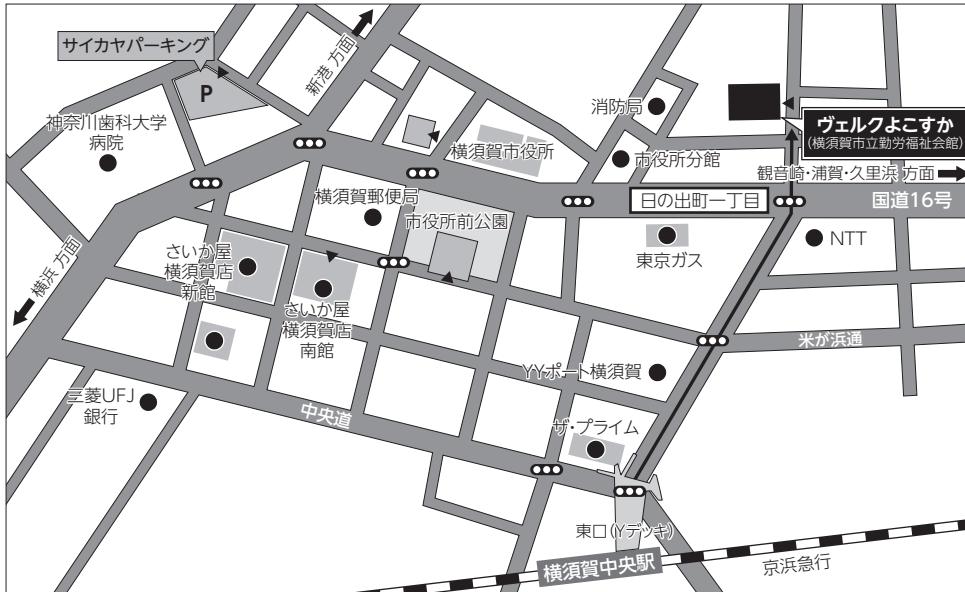
1. 社外取締役の役割ならびに選任について
当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。
なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。
 - ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
 - ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
 - ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
 - ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること
 2. 社外取締役の独立性について
当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じざるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者
 - ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
 - ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
 - ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
 - ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
 - ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
 - ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
 - ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査等委員が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑫ 上記①～⑪に過去3年間に於いて該当していた者
 - ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
- 2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
- 3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

以上

株主総会会場ご案内図

----- 会場 -----

ヴェルクよこすか (横須賀市立勤労福祉会館) 6階ホール
〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1丁目5番地



交通アクセス/京浜急行 横須賀中央駅 東口より徒歩約6分

※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

なお、サイカヤパーキングはご利用いただくことができます。ご利用の株主様は駐車券を株主総会受付にご提示ください。駐車料金を5時間まで無料とさせていただきます。(サイカヤパーキングから株主総会会場までは徒歩約11分)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。